

Web版/冊子版 「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、Web版と冊子版があります。ご契約時に、いずれかをご選択ください。

※「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。Web版をご選択された場合、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)

Web版をご希望の場合	スマートフォン等から読み取ってご覧いただく場合	 QRコードを読み取って「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
	三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法	1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック 3 検索コードを入力して「検索」をクリック
検索コード		0300020711

冊子版をご希望の場合	ご契約前	募集代理店の担当者にお申し出ください。
	ご契約後	三井住友海上プライマリー生命のお客さまサービスセンターまでご連絡ください。  三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター フリーダイヤル 0120-520-256 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 平準払個人年金保険のお申込の有無がお客さまと三井住友銀行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする平準払個人年金保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



M2504501-B9 2025.04 SAP MSPL-2504-A-0002-00

ふやして受け取れる

100年時代応援つみたて

生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P.1

契約概要／注意喚起情報 P.29



この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「100年時代応援つみたて」は以下の ようなニーズをお持ちのお客さまの
資産形成にお役立ていただける、積立型の外貨建て年金保険です。



毎月一定額を将来に向けた
資金の準備にあてたい



効率的に将来に向けた
資金の準備がしたい



死亡保障よりも
将来の年金額を重視したい



税制の効果を活用して
賢く将来の資金を準備したい

ご契約後のライフプランの変更に対応できる
柔軟なしくみもあります。

ふやして受け取れる

100年時代応援つみたては、

毎月1万円から始められる

外貨の
好金利

ドルコスト
平均法

トンチン性

を活かした

外貨建て年金保険です。

保険料払込期間中の選択肢

保険料払込
停止・再開

保険料払込期間
延長

P.11

年金支払開始時の選択肢

年金

一括

または

繰下げ

P.15~P.16

「100年時代応援つみたて」は、外貨の好金利ドルコスト平均法トンチン性を活かして年金原資を大きくします。

1 外貨の好金利で運用

日本より金利の高い外貨で運用します。

2 ドルコスト平均法の活用

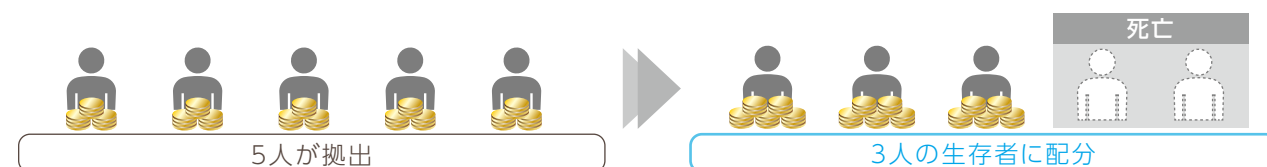
ドルコスト平均法とは、「一定額の円」で外貨を継続して購入し、「外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく」購入することにより、為替リスクを低減させることが期待できます。
時間分散効果によって「買える量が変わる」ことがポイントです。

3 トンチン性の活用

トンチン性とは、「トンチン」と呼ばれる、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受け取ることができることをいいます。

※イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

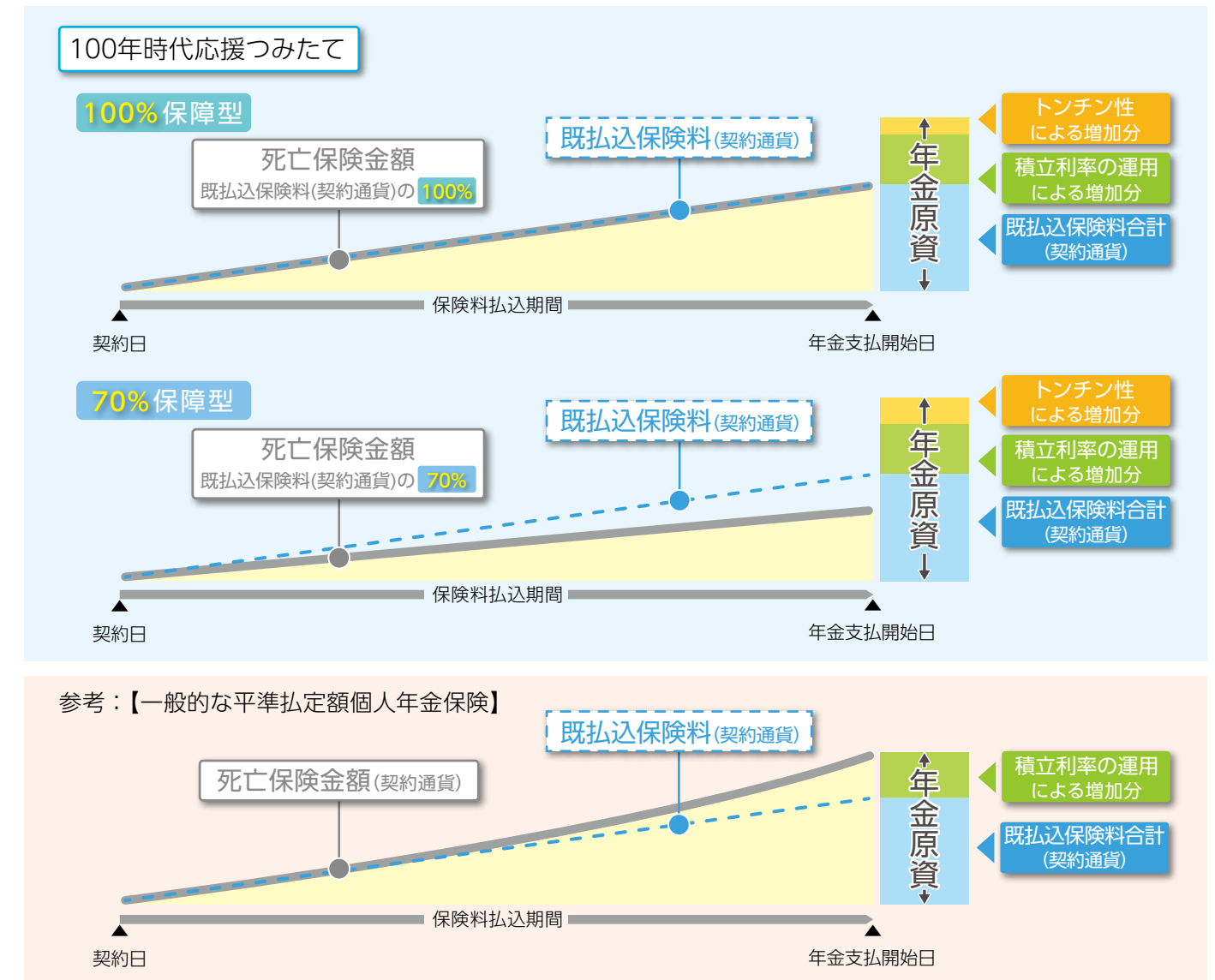
【トンチン性のイメージ図】



※上記は「トンチン性」を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。

「100年時代応援つみたて」のトンチン性

「100年時代応援つみたて」は、被保険者が死亡された場合の死亡保険金額の上限を、払い込まれた保険料の100% (70%保障型は70%) とします。積立利率で運用した金額のうち、死亡保険金額を上回る部分を年金支払開始日に生存されている方の年金原資として配分するという考え方で、年金原資を大きくしています。



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額等を保証するものではありません。

※上図の「100年時代応援つみたて」のイメージ図は、トンチン性を理解いただくため簡略化して記載しています。

当冊子での表記について

当冊子では、普通保険約款および特約条項上の用語を右記のように表示しています。

●「円払込金額」▶「保険料円払込金額」
●「基準積立利率」▶「基準利率」

! ご注意ください

この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

P.39～P.40

外貨の好金利、ドルコスト平均法、トンチン性を活かして、年金原資を大きくします。

1 日本より金利の高い外貨で運用します。

外貨の好金利

- 米ドル、豪ドルより、契約通貨をお選びいただきます。
- 契約日の翌月以後の積立利率は毎月更改します。そのため、市場金利の変動に緩やかに連動します。

※積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

P.9

2 ドルコスト平均法を活用します。

ドルコスト平均法

- 保険料は、一定額を円でお払い込みいただき、所定の為替レートで毎月契約通貨(外貨)に換算します。
- 外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく購入することにより、為替リスクを低減させることが期待できます。

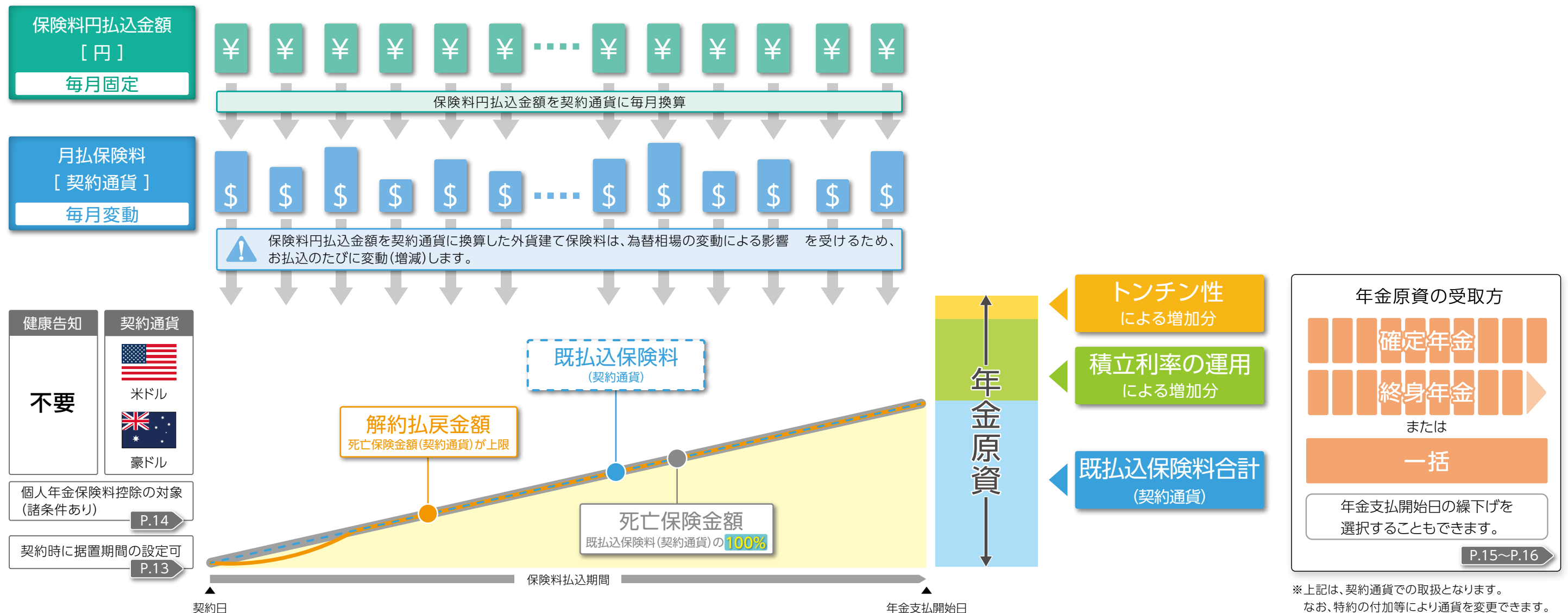
P.10

3 死亡保障や解約払戻金を低く抑え、年金原資を大きくします。

トンチン性

- 死亡保険金は契約通貨建て既払込保険料の100%となります。
- 解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。
- 死亡保険金や解約払戻金の上限を既払込保険料の100%とすることで、年金原資を大きくします。

【イメージ図】



※上記は、契約通貨での取扱となります。
なお、特約の付加等により通貨を変更できます。

※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

年払プランまたは前納の場合は、保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の為替手数料がかかりません。
お客さまにご負担いただく費用およびリスクについては、P.39~P.40をご覧ください。

70% 保障型

被保険者の契約年齢
50歳以上のみ

特徴としくみ

※契約年齢50歳以上の方は、100%保障型、70%保障型いずれかをご選択いただけます。

外貨の好金利、ドルコスト平均法、トンチン性を活かして、年金原資を大きくします。

1 日本より金利の高い 外貨で運用します。

外貨の
好金利

- 米ドル、豪ドルより、契約通貨をお選びいただけます。
- 契約日の翌月以後の積立利率は毎月更改します。そのため、市場金利の変動に緩やかに連動します。

※積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

P.9

2 ドルコスト 平均法を 活用します。

ドルコスト
平均法

- 保険料は、一定額を円でお払い込みいただき、所定の為替レートで毎月契約通貨(外貨)に換算します。
- 外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく購入することにより、為替リスクを低減させることが期待できます。

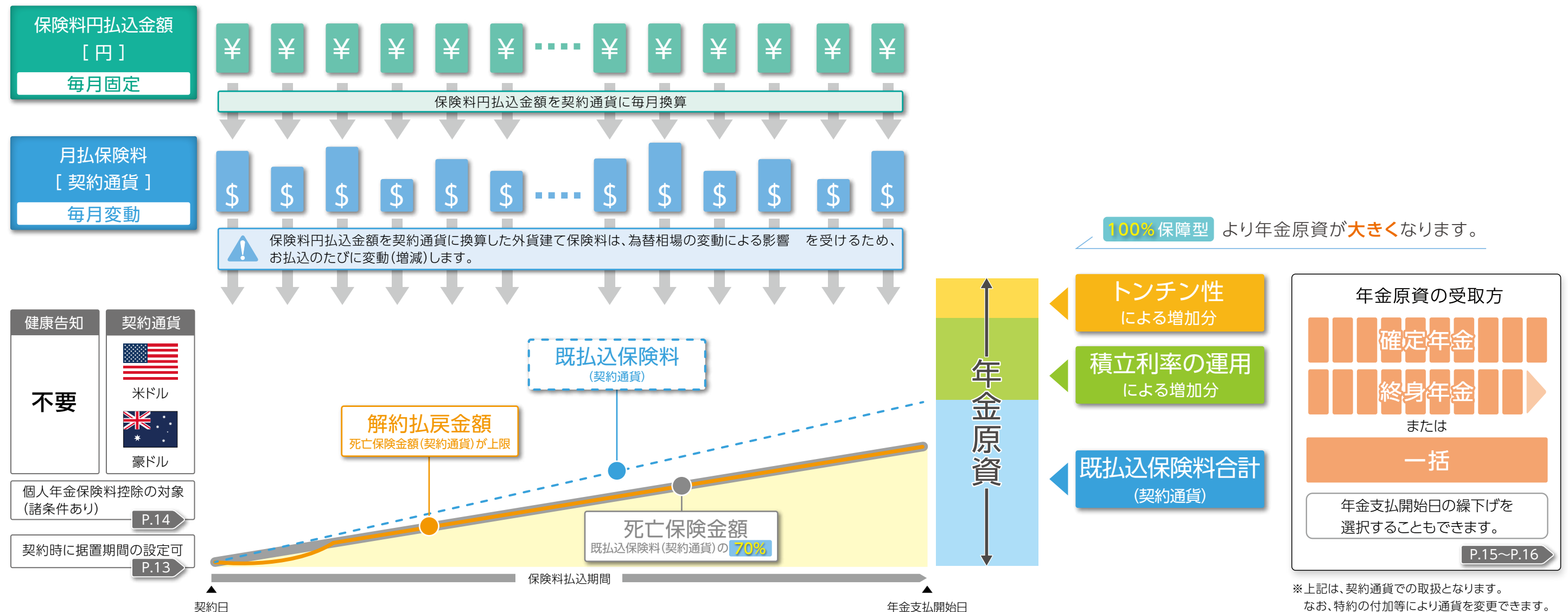
P.10

3 死亡保障や解約払戻金を 低く抑え、年金原資を より大きくします。

トンチン性

- 死亡保険金は契約通貨建て既払込保険料の70%となります。
- 解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。
- 死亡保険金や解約払戻金の上限を既払込保険料の70%とすることで、年金原資をより大きくします。

【イメージ図】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

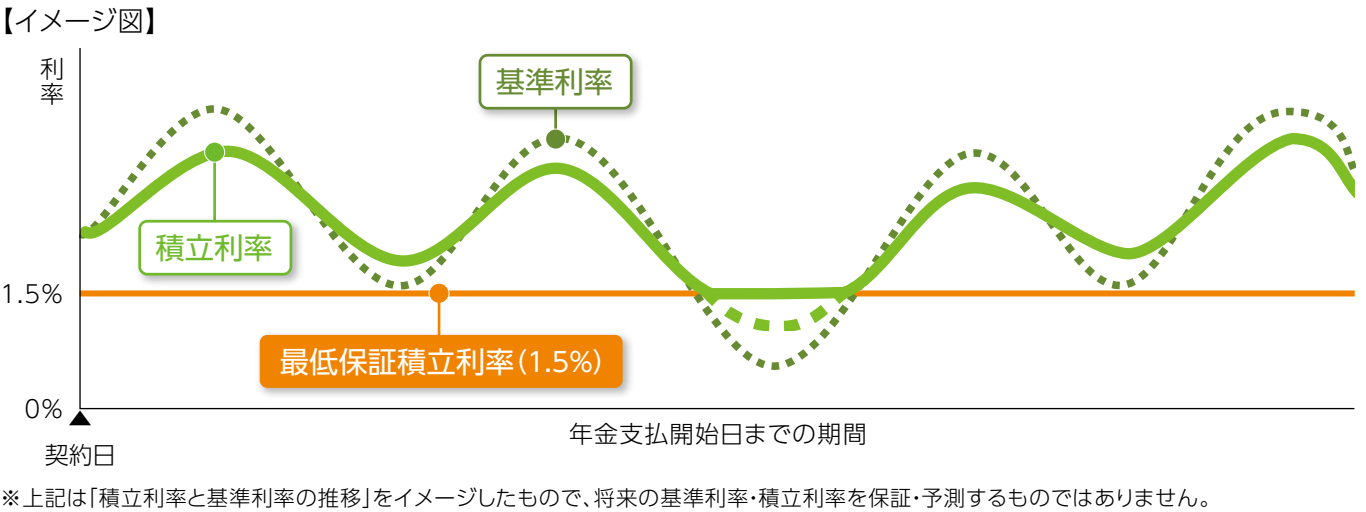
年払プランまたは前納の場合は、保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の為替手数料がかかりません。お客さまにご負担いただく費用およびリスクについては、P.39~P.40をご覧ください。

積立利率について

毎月更改することで、市場金利の変動に緩やかに連動します。

- 契約日に適用される積立利率は、三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する「基準利率」となります。
 - 契約日の翌月以後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの「基準利率」を契約日および該当する契約応当日の属する月に対応する外貨建て保険料で加重平均した利率となります。なお、契約日から契約日の月単位の応当日までの期間が120カ月超*となった場合、適用する「基準利率」を変更します。
 - 「基準利率」の水準にかかわらず、積立利率には最低保証積立利率(1.5%)が保証されます。
- * ご契約の際に保険料払込期間を10年(据置期間は0年)とされた場合は60カ月超
※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

積立利率と基準利率の推移



積立利率の設定例

		1月	2月	3月
毎月の基準利率		①2.00%	②2.40%	③3.20%
毎月の外貨建て保険料 ※保険料円払込金額10,000円、 換算日の為替レートが()内の場合		Ⓐ72ドル (1ドル=140円)	Ⓑ67ドル (1ドル=150円)	Ⓒ77ドル (1ドル=130円)
各ご契約に適用される 毎月の積立利率 (契約日が右記の場合)	1月1日	2.00%	2.19% $(① \times \text{Ⓐ} + ② \times \text{Ⓑ}) \div (\text{Ⓐ} + \text{Ⓑ})$	2.55% $(① \times \text{Ⓐ} + ② \times \text{Ⓑ} + ③ \times \text{Ⓒ}) \div (\text{Ⓐ} + \text{Ⓑ} + \text{Ⓒ})$
	2月1日	—	2.40%	2.83% $(② \times \text{Ⓑ} + ③ \times \text{Ⓒ}) \div (\text{Ⓑ} + \text{Ⓒ})$
	3月1日	—	—	3.20%

※毎月の外貨建て保険料はドル未満を切り上げ、積立利率は小数点第3位を四捨五入しています。
※適用される積立利率等は、三井住友海上プライマリー生命のホームページでご確認いただけます。

保険料の払込について①

毎月の保険料は円で一定、最低1万円から設定できます。

- 契約通貨は外貨となりますが、毎月の保険料円払込金額は、円で設定(最低1万円)いただきます。
 - 保険料円払込金額を三井住友海上プライマリー生命所定の換算日の為替レートで契約通貨(外貨)建ての保険料に換算します。
- ※換算日については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【お選びいただける保険料円払込金額の払込プラン】 P.23

月払プラン

年払プラン

為替手数料の優遇

半年払プラン

前納

為替手数料の優遇

前納割引

為替手数料の優遇

前納割引

保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の為替手数料がかかりません。

保険料の割引を適用します。

※半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。

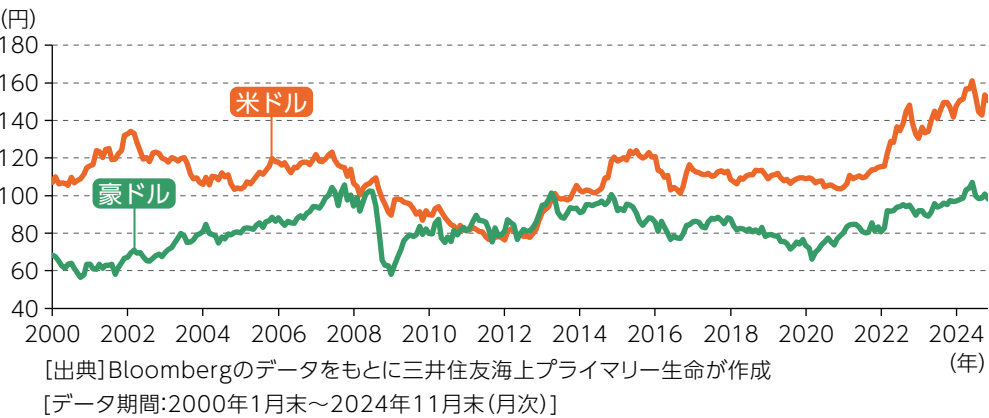
ドルコスト平均法について

為替レートは、為替相場の変動に応じて変化しているため、外貨建て商品を購入する際のリスクのひとつとなっています。このリスクを低減するための方法のひとつが「ドルコスト平均法」です。「一定額の円」で外貨を継続して購入し、「外貨が安い時は多く、外貨が高い時は少なく」購入することにより、為替リスクを低減させることが期待できます。

為替レート (1ドル=)	110円	90円	120円	合計	平均購入 為替レート (①÷②)
毎月 10,000円ずつ 購入した場合	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円 ①	1ドル= 105.13円
	90.91ドル	111.11ドル	83.33ドル	285.35ドル ②	
毎月 100ドルずつ 購入した場合	11,000円	9,000円	12,000円	32,000円 ①	1ドル= 106.67円
	100.00ドル	100.00ドル	100.00ドル	300.00ドル ②	

※左記の為替レートは仮定のものであり、実際の為替レートの変動を表したものではありません。また、ドル購入にあたり円での定額購入の方が、ドルでの定額購入に比べ、平均購入為替レートが低くなることの一例であり、将来の収益を保証するものではありません。
※記載のドルの数値は、小数点第3位を四捨五入しています。

参考：【為替レートの推移】



※左記グラフは過去の為替レートの推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

保険料の払込について②

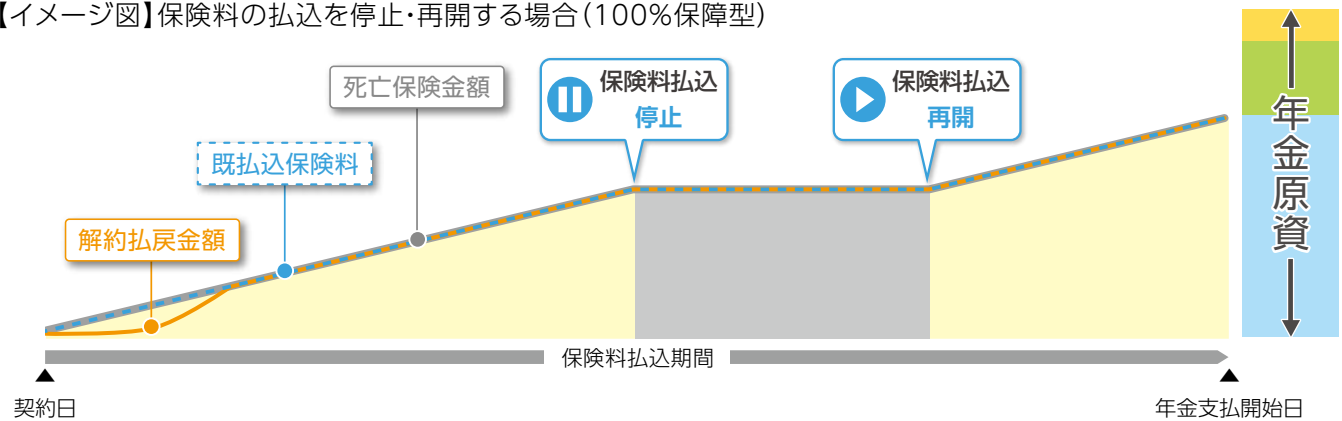
保険料払込の停止・再開について

- 次のすべてを満たす場合、保険料払込期間中に限り、保険料(保険料円払込金額)の払込を**停止**できます。

保険料払込の停止	① 契約日から10年以上、保険料円払込金額が払い込まれていること ② 保険料一括払期間中または前納期間中でないこと
----------	--

- 保険料払込の停止中の死亡保険金は、100%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の100%、70%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の70%となります。
解約払戻金は、死亡保険金額を上限とします。
- 保険料払込の停止または自動停止中、保険料払込期間中に限り、契約者のお申出により、保険料払込を**再開**できます。

【イメージ図】保険料の払込を停止・再開する場合(100%保障型)



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

- 保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払い込まれないこととなった場合、「個人年金保険料税制適格特約」が消滅し、以後「個人年金保険料控除」を受けることができません。
- 保険料の払込が停止した場合、停止しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。

保険料払込期間の延長について

- 保険料払込期間満了前に、**所定の範囲内**で保険料払込期間を年単位で**延長**できます。
- 「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている契約で保険料払込期間を延長した場合、**延長後も引き続き個人年金保険料控除を受けることができます。**

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

- 保険料(保険料円払込金額)は、払込期月*1内にお払い込みください。
*1 第2回保険料の払込期月は契約日の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月の初日から末日までとします。
- 払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

保険料払込の猶予期間 払込期月の翌月1日から末日まで

- **猶予期間内に保険料が払い込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。**
一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3カ月以内であれば、ご契約の復活を請求できます。
- 契約日から10年以上保険料円払込金額が払い込まれた場合に限り、保険料払込の猶予期間内に保険料が払い込まれていなくても、ご契約は失効せず、払込期月の保険料から払込が停止されたものとして取り扱い、ご契約を有効に継続させます。(保険料払込の自動停止)

※第1回保険料の払込経路を、口座振替またはクレジットカード払いとした場合(「責任開始期に関する特約」が付加されます。)の第1回保険料の払込*2にも猶予期間*3があります。ただし、その猶予期間内に払い込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱はありません。
*2 第1回保険料の払込期月は、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとします。
*3 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日までとします。
※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料円払込金額の減額について

次のすべてを満たす場合、毎月の保険料円払込金額を減額できます。

減額	① 減額後、毎月の保険料円払込金額が1万円以上であること ② 保険料一括払期間中または前納期間中でないこと
----	--

- 保険料円払込金額を減額した場合、減額しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。また、ご契約後早期に減額した場合には、保険料から控除される費用の影響により、契約通貨建て既払込保険料に対する年金原資の割合は、多くの場合、減額しなかった場合と比べて小さくなります。
- この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。したがって、減額後、元の保険料円払込金額に戻すことはできません。

据置について

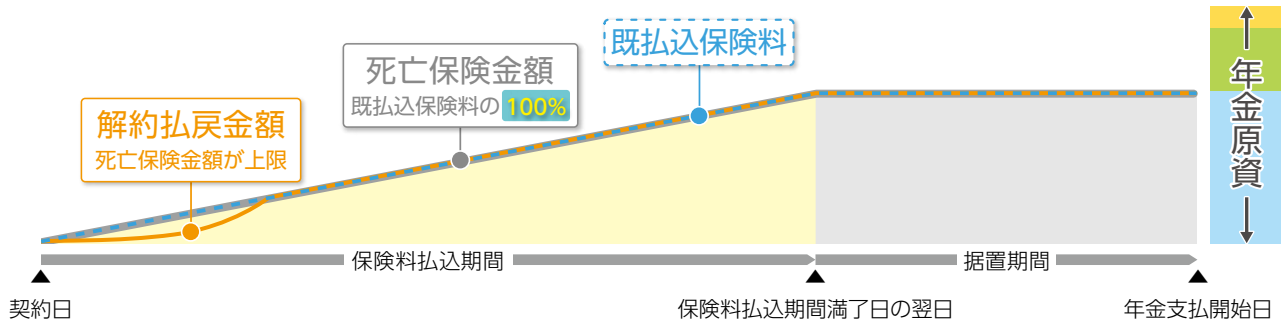
据置期間の設定について

- 据置期間は、保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間をいいます。
- **ご契約時に、なしまたは1年～30年(年単位)**で据置期間を設定*できます。
* 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳が上限となります。
- 据置期間中の死亡保険金は、100%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の100%、70%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の70%となります。
解約払戻金は、死亡保険金額を上限とします。
- 据置期間の設定により、トンチン性をいかして年金原資をさらに大きくできます。

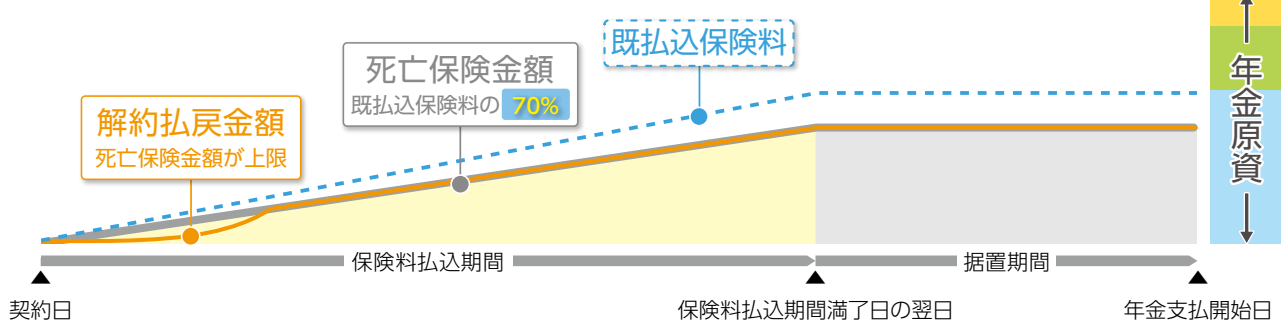
※ご契約後に変更することはできません。
※据置期間を設定することで「個人年金保険料税制適格特約」を付加できる場合があります。付加するための条件はP.14をご覧ください。

【イメージ図】

100%保障型



70%保障型



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

参考 個人年金保険料控除について

「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般生命保険料控除」とは別枠で、その年の保険料円払込金額が「個人年金保険料控除」の対象となります。
- 「個人年金保険料控除」は保険料払込期間中であれば毎年受けることができます。

※「個人年金保険料税制適格特約」が付加されない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加するためには

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 年金受取人はご契約者(保険料負担者)またはその配偶者のいずれかであること
- ② 年金受取人は被保険者と同一であること
- ③ 保険料払込期間が10年以上であること
- ④ 年金の種類が終身年金、または年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金支払期間が10年以上である確定年金であること

※成立後、②～④の条件を満たさない契約内容に変更することはできなくなります。
※契約者の変更により①の条件を満たさなくなった場合、または保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払い込まれないこととなった場合には、この特約は消滅し、以後、「個人年金保険料控除」の対象として所得控除の適用を受けることができません。

どれくらい軽減されるかご存知ですか？

【所得税と住民税の概算軽減額(年間)】

個人年金保険の保険料を年間8万円以上支払い、所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合

課税総所得	合計軽減額 (A+B)	A 所得税軽減額 (所得税率)	B 住民税軽減額 (税率一律10%)
195万円以下	4,800円	2,000円 (5%)	2,800円
195万円超330万円以下	6,800円	4,000円 (10%)	2,800円
330万円超695万円以下	10,800円	8,000円 (20%)	2,800円
695万円超900万円以下	12,000円	9,200円 (23%)	2,800円
900万円超1,800万円以下	16,000円	13,200円 (33%)	2,800円
1,800万円超4,000万円以下	18,800円	16,000円 (40%)	2,800円
4,000万円超	20,800円	18,000円 (45%)	2,800円

※課税所得金額により所得税率が異なります。
※税率および保険料や控除額により軽減額は異なりますので、ご注意ください。



税制上のお取扱は2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

年金のお受取について①

年金の受取方法について

● 下記の4つの受取方法から選択できます。

確定年金 (年金支払開始年齢:10歳～90歳)

年金支払期間: 5年 10年 15年 20年

年金支払期間満了後契約は消滅

■ 設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただくことができます。

■ 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受け取りいただくことができます。

年金支払期間

年金総額保証付終身年金 (年金支払開始年齢:10歳～90歳)

■ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受け取りいただくことができます。

■ 被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただくことができます。

■ 死亡一時金はありません。

被保険者が生存している限り一生涯支払

年金総額保証 (受取保証部分)

年金支払期間

保証期間付終身年金 (年金支払開始年齢:10歳～90歳)

■ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受け取りいただくことができます。

■ 保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金*としてお受け取りいただくことができます。

保証期間: 5年 10年 15年

被保険者が生存している限り一生涯支払

保証期間

年金支払期間

* 死亡一時金のお受取にかえて、確定年金の場合は年金支払期間満了まで、保証期間付終身年金の場合は保証期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

【お取扱についての留意事項】

- 年金額が10万円(米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル)に満たない場合は、年金によるお受取にかえて一括でのお受取となります。
- 年金額が年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受け取りいただけます。
- 年金支払開始日前に限り、契約者のお申出により、年金種類を変更できます。
- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、年金の種類等の変更の際、一部制限を受けることがあります。

一括受取

■ 年金原資を一括でお受け取りいただくことができます。

⚠️ ご注意

■ 将来受け取る年金額は、年金支払開始日における年金原資および基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。

■ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。

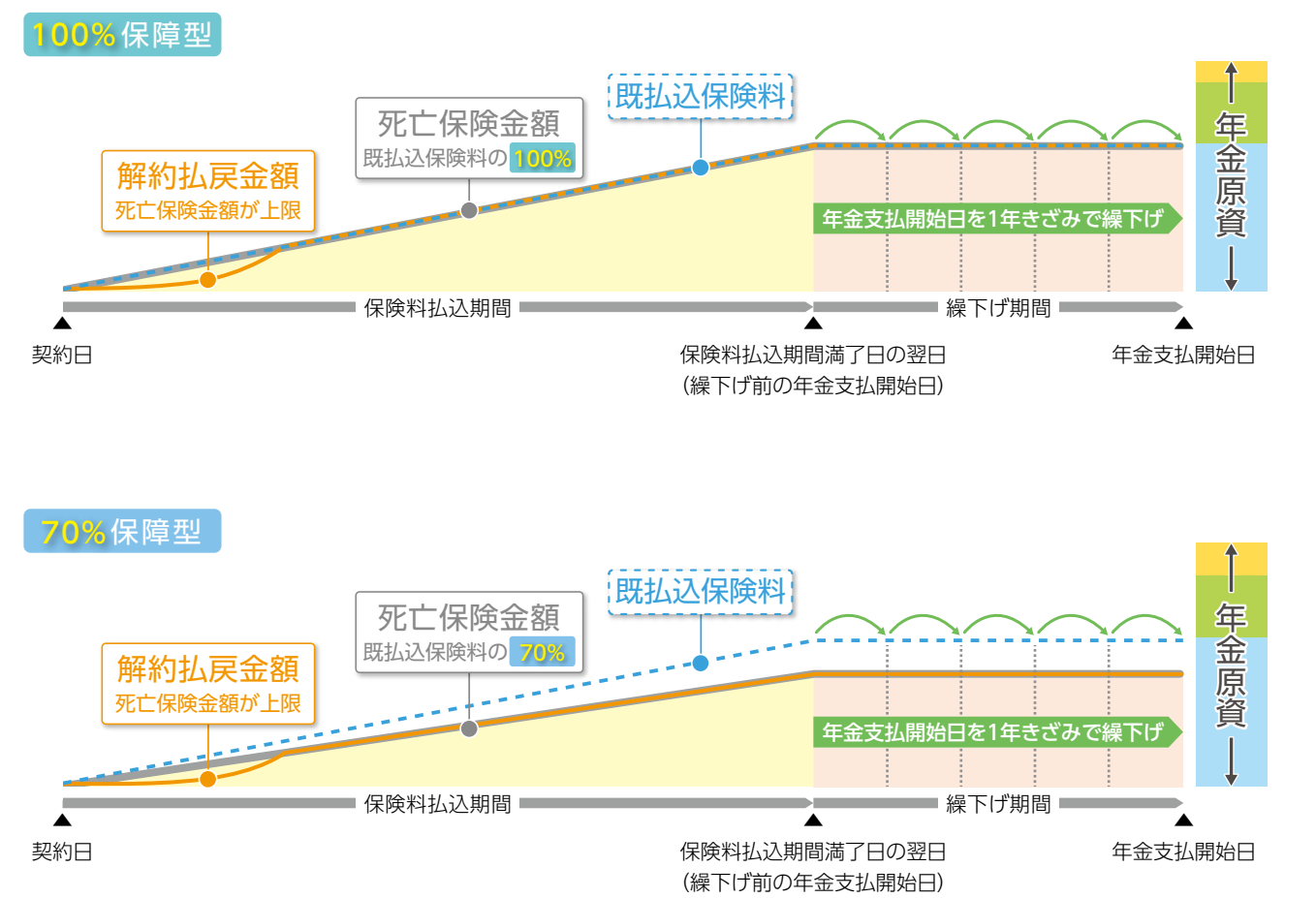
■ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

■ 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

年金支払開始日の繰下げについて

- 年金支払開始日の前日までに年金支払開始日を1年きざみで繰り下げることができます。なお、変更後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。
- 繰下げ期間中の死亡保険金は、100%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の100%、70%保障型の場合は契約通貨建て既払込保険料の70%となります。
- 解約払戻金は、死亡保険金額を上限とします。
- 年金支払開始日の繰下げにより、トンチン性をいかして年金原資をさらに大きくできます。

【イメージ図】据置期間0年の場合



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。

※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

年金のお受取について②

年金の分割支払について

年1回お受け取りいただく年金は、契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)のお申出により、年金分割支払特約を付加することで分割してお受け取りいただけます。

分割支払回数

当商品の年金の分割支払は、分割支払日までの利息を付けて後払いでお支払いするお取扱です。そのため、年金支払日にその年分の年金のお支払はありません。

年2回

年金支払日の6カ月後および12カ月後の月単位の契約応当日

年6回

年金支払日の2カ月後、4カ月後、6カ月後、8カ月後、10カ月後、12カ月後の月単位の契約応当日

※年金支払日が偶数月の場合、**奇数月受取**を選択いただくこともできます。
(分割支払日:年金支払日の1カ月後、3カ月後、5カ月後、7カ月後、9カ月後、11カ月後の月単位の契約応当日)
※年金奇数月支払特約を付加いただきます。

年12回

年金支払日の翌月以後の毎月の月単位の契約応当日

【例】年金支払日が4/1の場合

	年金支払日	分割支払日											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1
年2回							●						●
年6回			●		●		●		●		●		●
奇数月受取		●		●		●		●		●		●	
年12回		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
参考 年1回	●												○ 翌年分

※分割支払額は、年金額に所定の利息を付けた上で各回の支払額が均等になるように計算した額とします。

参考

公的年金の補完として活用いただける**奇数月 受取**

公的年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金など)は、通常「偶数月」に支給されます。「100年時代応援つみたて」の年金を**奇数月 受取**とした場合、偶数月は公的年金、奇数月は「100年時代応援つみたて」の年金と、毎月途切れることなくお受け取りいただけます。

※契約日の属する月が偶数月の場合、年金奇数月支払特約を付加いただきます。

【イメージ図】

※上図は年金受取のサイクルを示すイメージ図であり、「100年時代応援つみたて」が公的年金と同額の年金をお支払いするという意味ではありません。
※公的年金のお取扱については、2025年1月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。くわしいお取扱につきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

【ご確認ください事項等】

- 年金支払期間中に年金の分割支払回数を指定・変更・解除する場合、次に迎える年金支払日の年金から反映されます。
- 年金を分割でお受け取りいただく場合、1回あたりの分割支払額は、分割する年金の通貨に応じて米ドルの場合250米ドル／豪ドルの場合250豪ドル／円の場合30,000円以上となるよう分割支払回数をご選択いただけます。
- 分割支払中に契約が消滅した場合、または年金の一括支払が行われた場合で、分割された年金の未払分がある時は、未払分を一括して年金受取人にお受け取りいただけます。
- 分割された年金を年金円支払特約を付加して円でお受取の場合、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円に換算してお受け取りいただけます。
- 指定為替レートを設定している場合、契約通貨建ての分割支払額を、分割支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)と指定為替レートを比較し、円でお受け取りまたは契約通貨で据え置きます。

商品パンフレット

特徴としくみ

積立利率

保険料払込

据置

参考

年金受取

特約等

お取扱

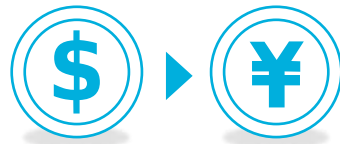
アフターサービス

17

18

年金のお受取について③

毎日見守る 円建受取額確保サポート機能



<為替レートを設定して年金を円で受け取りたい場合(円換算額自動確保特約)>

- 契約者*1に、指定為替レートを1銭単位で設定いただけます。
- 毎年の年金支払日*2の為替レート(円支払特約レート)が、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円でお支払となり、円高になった場合は外貨(契約通貨)のまま年金を三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して据え置きます。
- 据え置かれた年金(利息を含む)は、年金支払日の翌営業日以後の毎営業日、円支払特約レートが指定為替レートと同じまたは円安になった時に円でお支払いします。

年金原資を一括で受け取る場合にも活用できます。
年金支払開始日以後、円支払特約レートが指定為替レートと同じまたは円安になった時に年金原資を円でお支払いします。

年金支払開始日以後、指定為替レートの見直しがいつでもできます

- 指定為替レートは、年金支払開始前にお送りする年金支払請求に関するご案内でご指定いただけます。
- 年金支払開始日以後、指定為替レートの見直しがいつでもできます。

年金の分割支払で、為替判定の開始のタイミングを分散できます

たとえば年12回の分割支払を選択した場合、1年で12回分の年金の為替判定があります。年金の支払回数をふやした方が、より為替の変動にあわせたお受取ができます。

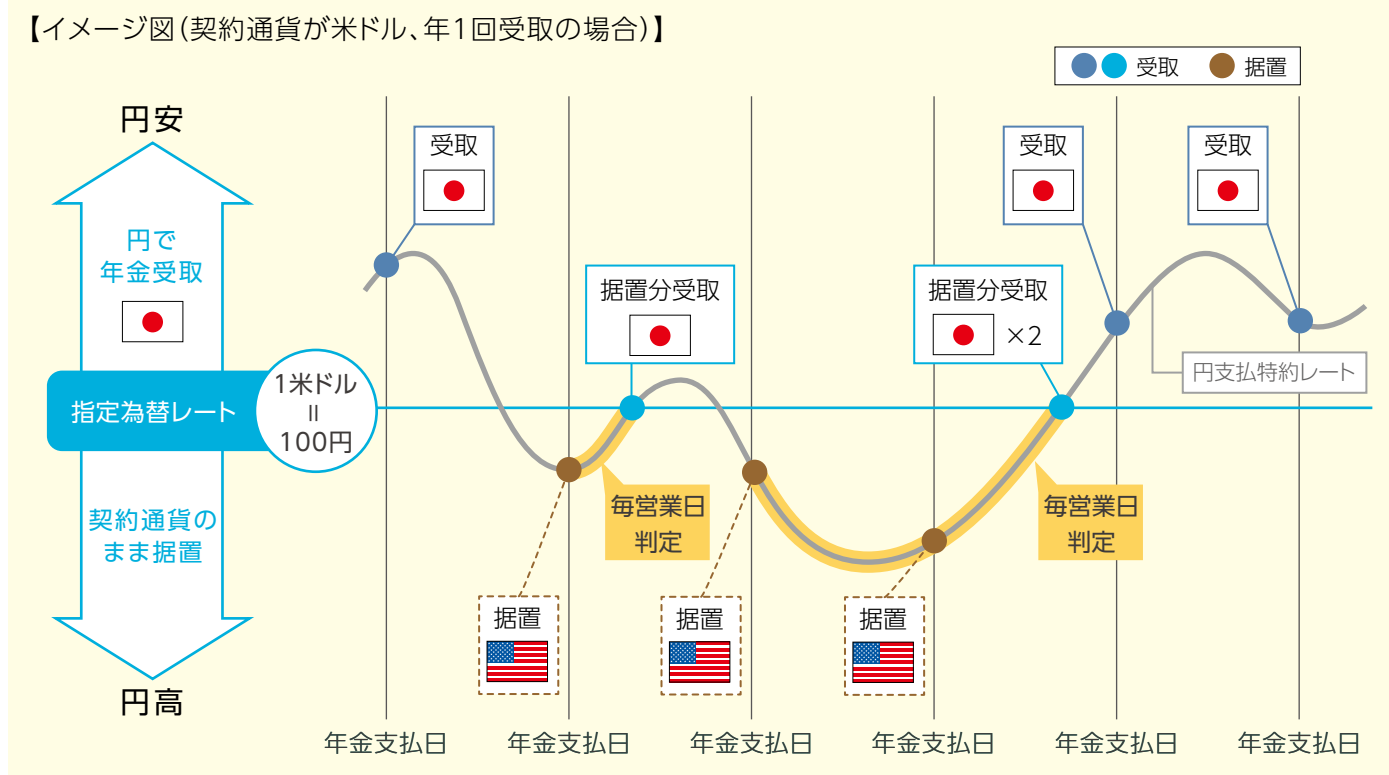
据え置かれた年金はいつでも契約通貨または円で引き出せます

指定為替レート到達前ならいつでも、お客さまのお申出により、据え置かれた年金を契約通貨または円で引き出すことができます。

※据え置かれた全額(利息含む)の引出となります。一部を引き出すことはできません。また、円換算額自動確保特約は解約されます。



年金受取の最終分(据え置かれた年金とその利息を含む)については、最終の年金支払日の円支払特約レートが指定為替レートより円高の場合、契約通貨でお受け取りいただけます。
なお、年金受取人からお申出があった場合は、円でお受け取りいただくことが可能です。その場合、為替相場の影響で損失が生じる場合があります。



*1 年金支払開始日以後は、年金受取人となります。
*2 年金支払開始日の年単位の応当日となります。(分割支払を選択している場合は、分割支払日となります。)

その他特約等について

指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定する特約です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)の請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受け取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の
3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。

あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受け取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受け取ることができます。

■後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族
または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

各種お取扱について

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P.39～P.40	P.36	P.47～P.48

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	年金原資等を計算する際に適用される利率をいい、 毎月の契約応当日(毎月1日)に更改されます。
基準利率	積立利率を設定する際に用いられる利率をいい、 原則として毎月1日に設定されます。
指標金利	基準利率の設定に際して参考にする金利です。
為替レート	この保険はあらかじめ円入金特約(平準払用)が付加されており、保険料を円で入金いただけます。入金される場合の為替レート*は、三井住友海上プライマリー生命が定めます。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-520-256
受付時間:営業日の午前9時～午後5時

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



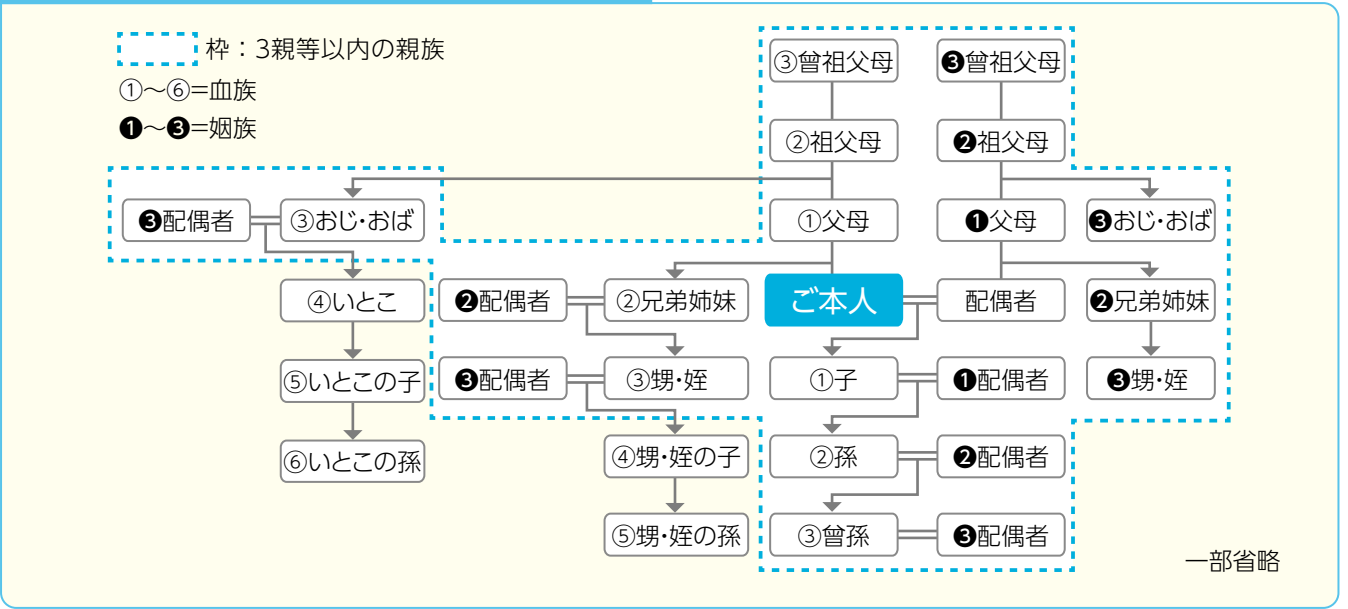
※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

ご契約のお取扱について

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額 1 万円(1,000円単位)
	最高	月額 40 万円 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細はP.35をご覧ください。
保険料払込方法		月払
保険料 円払込金額の 払込プラン	月払プラン	毎月、1カ月分の保険料円払込金額をお払込
	半年払プラン	半年*1ごとに、6カ月分の保険料円払込金額を一括払
	年払プラン	毎年*1、12カ月分の保険料円払込金額を一括払
	前納	2年分以上(年単位*1)の年払プランの保険料円払込金額を前納 ※三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料円払込金額の割引があります。
	*1 年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※保険料円払込金額は、以下の為替レートで契約通貨に換算します。 第1回保険料：責任開始の日の為替レート 第2回以後の保険料：保険料の払込期月の前月末日の為替レート ※半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。	
保険料払込経路		口座振替 または クレジットカード払い ※第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込も可能です。 ※前納する場合は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込となります。 ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱となります。
保険料払込期間／据置期間		保険料払込期間： 10年～50年 ／据置期間： なし または 1年～30年 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。
契約日		責任開始の日*2の属する月の翌月1日 *2 責任開始の日は第1回保険料の払込経路に応じて次のとおりです。 口座振替またはクレジットカード払い：申込日(「責任開始期に関する特約」付加) 振込：三井住友海上プライマリー生命が第1回保険料を受領した日
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者
年金受取人		被保険者もしくは契約者
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
年金種類		確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付終身年金
年金支払開始年齢		10歳～90歳
クーリング・オフの取扱		クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.42～P.43をご覧ください。

付加できる 主な特約	個人年金保険料 税制適格特約	ご契約が所定の条件を満たす場合に限り、保険料円払込金額が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます。
	遺族年金支払 特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取ることができます。
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。
	年金円支払特約	年金を円で受け取ることができます。
	円換算額 自動確保特約	毎年の年金支払日の円支払特約レートが、設定した指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は契約通貨で据え置くことができます。
	年金分割支払 特約	年金を分割して受け取ることができます。
	年金奇数月支払 特約	年金支払日が偶数月の場合、年金を6回に分割し、奇数月の月単位の契約応当日に受け取ることができます。
指定代理請求 特約		あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。
保険料円払込金額の減額		減額後の保険料円払込金額：月額 1 万円以上 ※減額についての詳細はP.33をご覧ください。
保険料円払込金額の増額		お取り扱いいたしません
一部解約		お取り扱いいたしません

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族





100% 保障型

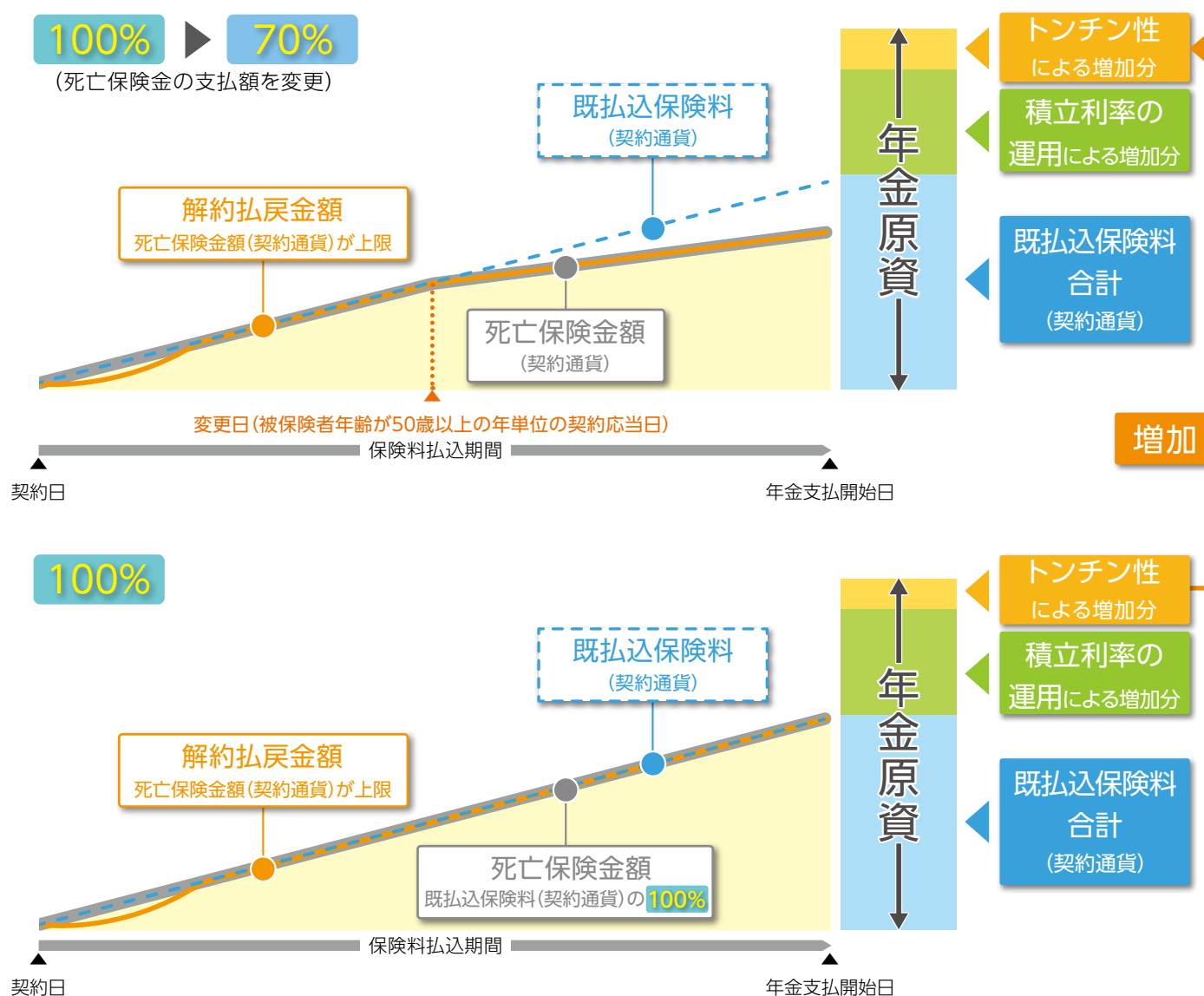
ご契約後のお取扱

さらにトンチン性を高めたい方

ご契約後、被保険者の年齢が50歳以上であれば、さらにトンチン性を活かすしくみへ変更できます。

- 保険料払込期間中であれば、被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更できます。
この変更により、死亡保障を低く抑え**変更前より年金原資を大きくできます。**
 - 変更後の死亡保険金は、変更前の契約通貨建て既払込保険料の **100%** と、変更後の契約通貨建て既払込保険料の **70%** を合算した額となります。
 - 変更後の解約払戻金は、上記の死亡保険金額を上限とします。
- ※変更する場合は、お手続きが必要です。

【イメージ図】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。
※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

アフターサービスについて①

お客さまサポート

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コード入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



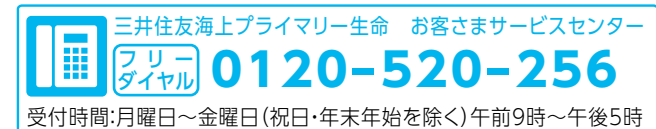
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取寄

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。



ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。
保険料払込期間 据置期間 繰下げ期間	ご契約状況のお知らせ／生命保険料控除証明書 毎年1回、契約者宛にご案内*します。 * ご契約状況のお知らせについて、郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。 ※生命保険料控除証明書は、保険料払込期間中のみ郵送します。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者宛に郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

商品パンフレット

特徴としくみ

積立利率

保険料払込

据置

参考

年金受取

特約等

お取扱

アフターサービス

アフターサービスについて②

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報をご確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのご案内

ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。
ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなったら、
どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまい、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。

ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル）をご選択いただき、毎月お払い込みいただく定額の保険料円払込金額を、所定の為替レートで契約通貨に換算し、その外貨建ての保険料を毎月更改される所定の積立利率で積立てる外貨建ての定額年金保険です。

※ 積立利率についてくわしくは、P.31の「2.積立利率について」をご参照ください。

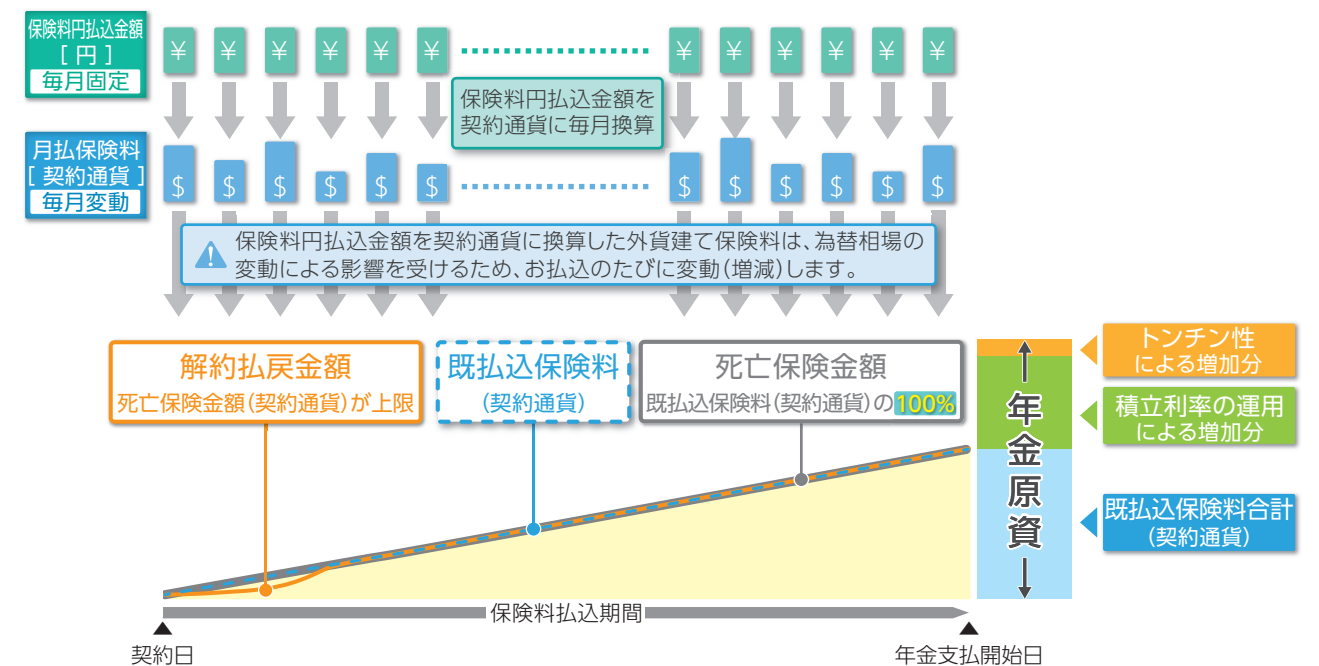
『100年時代応援つみたて』の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）です。

- 年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、将来の年金原資を大きくします。
- ご契約時に保険料払込期間と保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間（据置期間）を設定いただけます。
- 年金の受取方法として、確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付終身年金の中からご選択いただけます。また、年金でのお受け取りにかえて一括でのお受け取りもご選択いただけます。

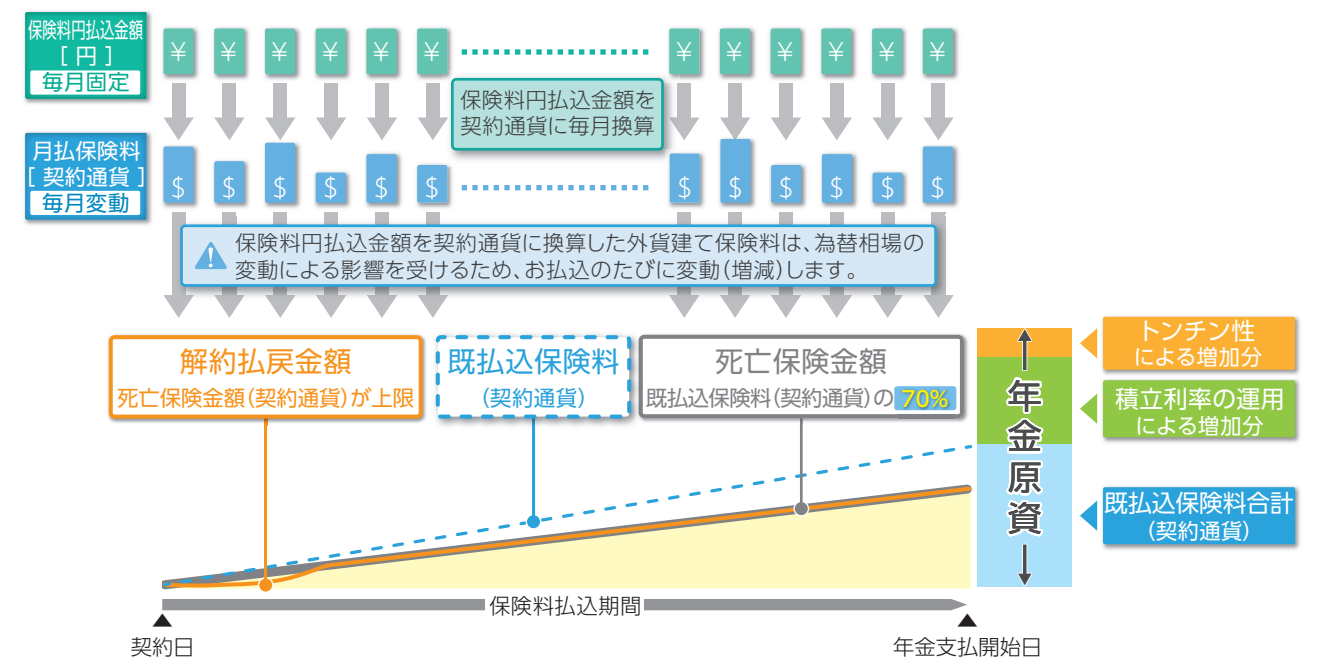
この保険は、為替の変動によるリスクがあります。そのため、保険金等の合計額が、お払い込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【100%保障型のイメージ図】



【70%保障型のイメージ図】



※ 上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。

※ 上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。

2 積立利率について

- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および契約時に定めた年金支払開始日までの期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する基準利率となります。
- 市場金利の影響で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。
- 契約日後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの基準利率を契約日および該当する契約応当日の属する月に対応する外貨建て保険料で加重平均した利率となります。なお、契約日から契約日の月単位の応当日までの期間が120カ月超＜＊＞となった場合、適用する基準利率を変更します。
＜＊＞ ご契約の際に保険料払込期間を10年（据置期間は0年）とされた場合は60カ月超
※ くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- 基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利に基づき三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
※ くわしくは、「[注意喚起情報](#)」P.39の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 基準利率の水準にかかわらず、積立利率は最低保証積立利率（1.5％）が保証されます。
- 積立利率は、将来の年金および保険金等を支払うために積立てる積立金額の計算に適用します。その計算にあたっては払込保険料から所定の費用を差し引き、経過年月数に応じて計算します。そのため、積立利率は、年金原資の払込保険料総額に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

3 保障の内容について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。契約年齢が49歳以下の場合は100％保障型、契約年齢が50歳以上の場合は100％保障型または70％保障型から選択いただけます。

死亡保険金の型	死亡保険金
100％保障型	契約通貨建て既払込保険料の100％
70％保障型	契約通貨建て既払込保険料の70％

- 100％保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更することができます。この変更後に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、変更前の契約通貨建て既払込保険料の合計額の100％と、変更後の契約通貨建て既払込保険料の合計額の70％を合算した額となります。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 70％保障型の場合、または100％保障型で死亡保険金の支払額を変更した場合は、死亡保険金の額は契約通貨建て既払込保険料を下回ります。

4 年金について

1. 年金受取

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取にかえて一括でのお受取もご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受け取りいただけます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を引続きお受け取りいただけます。死亡一時金はありません。

● 保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受け取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

※ くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



- ・ 将来受け取る年金額は、年金支払開始日における年金原資および基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
- ・ 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を1年単位で繰り下げることにより、運用を継続することができます。



繰下げ後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

5 保険料払込の停止・自動停止・再開について

- 契約日からその日を含めて10年以上にわたり保険料が払い込まれた場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申し出により保険料の払込みを停止して、ご契約を有効に継続することができます。(保険料払込の停止)
また、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、払込期月の保険料から払込が停止されたものとして取り扱い、ご契約を有効に継続させます。(保険料払込の自動停止)
 - 保険料払込の停止または自動停止している場合で、かつ保険料払込期間中に限り、ご契約者のお申し出により、保険料払込を再開することができます。
- ※ くわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



- ・ 保険料払込の停止をした場合、保険料払込の停止をしなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。
- ・ 「個人年金保険料税制適格特約」が付加された契約で、保険料払込の停止等が行われ、保険料が定期に払い込まれないこととなった場合、この特約は消滅します。そのため、保険料払込を再開した場合の以後の払込保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

6 保険料円払込金額の減額について

次のすべてを満たす場合、毎月の保険料円払込金額を減額することができます。

減額	① 減額後、毎月の保険料円払込金額が1万円以上であること ② 保険料一括払期間中または前納期間中でないこと
----	--



- ・ 保険料円払込金額を減額した場合、減額しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。また、ご契約後早期に減額した場合には、保険料から控除される費用の影響により、契約通貨建て既払込保険料に対する年金原資の割合は、多くの場合、減額しなかった場合と比べて小さくなります。
- ・ この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。したがって、減額後、元の保険料円払込金額に戻すことはできません。

7 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 主契約に付加できる主な特約について

- **個人年金保険料税制適格特約**
ご契約が所定の条件をすべて満たす場合に限り、保険料円払込金額が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます。
- **遺族年金支払特約**
被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。
- **円支払特約**
外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日<＊>における所定の為替レートとなります。
- **年金円支払特約**
外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日<＊>における所定の為替レートとなります。
- **円換算額自動確保特約**
契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)があらかじめ為替レート(指定為替レート)を設定することで、毎年の年金支払日<＊>の円支払特約レートが、指定為替レートと同じまたは円安になった場合は円で年金をお支払いし、円高となった場合は、三井住友海上プライマリー生命が定める利息を付して契約通貨で据置きます。据置いた年金は、据置き後も毎営業日判定を行い、指定為替レートと同じまたは円安になった場合に円で年金(利息を含む)をお支払いします。
- **年金分割支払特約**
年金を年2回、年6回、年12回に分割してお受取りいただけます。
- **年金奇数月支払特約**
年金支払日が偶数月の場合、年金を6回に分割し、奇数月の月単位の契約応当日にお受取りいただけます。
- **指定代理請求特約**
あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人等にかわって年金等を請求することができます。

<＊> その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

9 ご契約のお取扱について

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額1万円(1,000円単位)
	最高	月額40万円
保険料払込方法		月払
保険料 円払込金額の 払込プラン	月払プラン	毎月、1カ月分の保険料円払込金額を払込
	半年払プラン	半年＜＊＞ごとに、6カ月分の保険料円払込金額を一括払
	年払プラン	毎年＜＊＞、12カ月分の保険料円払込金額を一括払
	前納	2年分以上(年単位＜＊＞)の年払プランの保険料円払込金額を前納 ※ 三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料円払込金額の割引があります。
	＜＊＞年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※ 半年払プラン、年払プランまたは前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。	
保険料払込経路		□座振替／クレジットカード払 ※ 第1回保険料は、三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込も可能です。 ※ 前納する場合は三井住友海上プライマリー生命が指定する口座への振込となります。 ※ クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱となります。
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
保険料払込期間／据置期間		保険料払込期間：10年～50年／据置期間：1年～30年 ※ 据置期間は設定しないこともできます。 ※ 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。
年金支払開始年齢		10歳～90歳
年金支払期間		確定年金：5・10・15・20年 年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金：終身
保険料円払込金額の減額		減額後の毎月の保険料円払込金額1万円以上 ※ 減額後、毎月の保険料円払込金額が1万円以上であること、保険料一括払期間中または前納期間中でないことが必要です。
保険料円払込金額の増額		お取り扱いいたしません
一部解約		お取り扱いいたしません

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払保険のご契約がある場合、保険料円払込金額の累計額を合算し、この合算額の上限は7億円となります。

※ この保険には、円入金特約(平準払用)が付加されております。くわしくは、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

※ この保険の保険期間は、保険料払込期間と据置期間、および年金支払期間からなります。

10 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 年金支払開始日前の解約払戻金額は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。

100%保障型	契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額
70%保障型	契約通貨建て既払込保険料に70%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額

- 100%保障型で、死亡保険金の支払額を変更した場合の解約払戻金額は、変更前の契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額と、変更後の既払込保険料に70%を乗じた金額を合算した額または積立金額のいずれか小さい額となります。



- ・ 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- ・ 解約払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料を下回る場合があります。

11 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、保険金等のお受取はすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.39の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

13 金銭の授受について

この保険に係る保険金等のお支払等は、原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● 年金支払開始日前にご負担いただく費用

- ・ 払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・ 年金支払開始日前に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、契約時に定めた年金支払開始日までの期間および契約通貨に応じた指標金利の－1.0％～＋1.5％の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、基準利率は0.01％を下回ることはありません。
 - ※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- ・ 契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。
 - ※ これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。
 - ※ 指標金利、基準利率および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 保険金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の 円入金特約（平準払用）レート	TTM＋50銭＜＊＞
保険金等を円で受け取る場合の 円支払特約レート	TTM－50銭

＜＊＞ 年払プランおよび前納の場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

※ 仲値（TTM）は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 （遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1％	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円で受け取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お払い込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建て保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込のたびに変動（増減）します。

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日＜＊＞のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除（以下、お申込の撤回等）をすることができます。

＜＊＞「契約締結前交付書面」の電磁的交付を希望されたお客さまは、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥初回払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、下表のとおり、三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

第1回保険料払込方法	責任開始の日
口座振替、クレジットカード払 （「責任開始期に関する特約」付加）	申込日
上記以外	第1回保険料受領日

契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料（保険料円払込金額）は、払込期月＜＊1＞内にお払い込みください。また、払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

＜＊1＞ 第2回保険料の払込期月は契約日の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払い込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

ただし、保険料払込の自動停止が可能な場合には、保険料払込を停止し、ご契約を有効に継続することができます。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料の払込＜＊2＞にも猶予期間＜＊3＞があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取り扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、三井住友海上プライマリー生命では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

＜＊2＞ 払込期間は、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとします。

＜＊3＞ 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日までとします。

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3カ月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

7 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払ができないことがあります。

保険料のお払込がなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払はできません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、年金支払開始日前の死亡保険金の型によって異なります。詳細については、「契約概要」P.36の「10.解約払戻金について」をご参照ください。

9 契約が消滅したときの保険料のお取扱について

この保険は、保険料をお払い込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、死亡保険金支払時等）に、払い込まれた保険料のうち、払込期月内での未経過期間に応じた保険料相当額を払い戻すお取扱はありません。なお、一括払または前納された保険料円払込金額のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者（死亡保険金支払時は死亡保険金受取人）に返還いたします。

10 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

11 為替リスクについて

為替リスクについては、P.40の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

13 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始の日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しております。

お引受にあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、為替相場等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受はしていません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱となります。

- (1) 継続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

14 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取扱について

この保険は次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。なお、この保険には円入金特約(平準払用)が付加されていますので、お払い込みいただいた保険料円払込金額について、円建ての生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場(TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値(TTM)

● 払込保険料の税務

1月から12月までにお払い込みいただいた正味保険料の合計額が、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。また、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般の生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

※ 全期前納等を行った確定年金のご契約を5年以内に解約された場合、解約時の差益に対し、20%源泉分離課税がかかります。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受け取る場合の課税

受取時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税(一時所得) + 住民税
		年金総額保証付終身年金 ／保証期間付終身年金	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税<*2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得) + 住民税

<*2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2025年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

16 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人等である契約において、その年金受取人等に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人等にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

17 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

18 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。